

PPP まとめに関するフィードバックと Q&A および諸連絡

PPP の提出・まとめや賞に関するご案内と現時点で大使の皆様へ頂きました質問に対する回答です。一部の大使の方には直接メールでご連絡いたしました。改めまして全大使にご確認いただけますと幸いです。

PPP 提出について

PPP 提出の締め切りは6月9日の13時としておりましたが、この時間を過ぎてから提出した大使の方が大勢いらっしゃいました。大妻中の関先生からご指示いただき1分でも遅れたものは全て不掲載としています。(しかしながら13時前に提出されたもので、形式の不備、字数制限違反などで、再提出を求めたものなどに関しましては、個別に検討し、一部受理したのもございます。)

また、こちらに関しては個別に指摘はしておりませんが、PPPの中に自国の提案する政策などとしてアウトオブアジェンダに含まれるものが書かれていることも多くありました。これらはそのまままとめに掲載しておりますが、会議本番までにもう一度BGなどをご確認ください。

※ 9日の13時前にPPPを提出したにも関わらず、PPPまとめに自分のPPPが掲載されていないという大使の方がいらっしゃいましたらご連絡ください。宜しくお願い致します。

賞について

今回の会議では、全ての議場において以下の賞を設けております。

Best Delegates (最優秀賞) 1組、Honorable Mention (優秀賞) 2組、フロント賞 1組

フロント賞は上の2つの賞とは異なった視点からみて評価できる大使や、特定の点について優れていた大使などに与えられます。賞は全てフロントのメンバーが審査・決定いたします。

Q&A

- 会議のルールに関する質問

→会議細則に書かれていることに関する質問が多くありました。会議細則は各校の顧問の先生にご連絡差し上げました通り、大妻豊島岡会議の特設サイトにごございますので、そちらに目を通したうえで、疑問点があればご質問ください。念のため、特設サイトのURLは以下の通りです。

http://maxclassroom.net/munotsuma_201906.html

● BG に関する質問など

- ① 個別的テロ防止条約に関して、BG には 13 の条約が記載されているが、14 個目の条約である「国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約」を加えないのはなぜか。

→複数の大使様からお問い合わせを頂きました。

14 個目の「国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約」は確かに存在します。最初の BG 作成が 2017 年で、当時には効力を有していませんでしたので記載しなかったのですが、2018 年 7 月に効力が発生していました。よって、この項目を新たに加えます。

- ② アウトオブアジェンダについて。テロリズムの根本の原因の解決のアプローチの議論はアウトオブアジェンダと BG に書かれているが、原因の identification に関する議論、文書への記載は大丈夫か。またそれが大丈夫な場合、今後の国連での話し合いにおいて、それらの原因の解決策を見出すという文言は盛り込んで大丈夫か。

テロリズムの根本の原因の解決のアプローチに関する議論はアウトオブアジェンダという点は理解したが、根本の原因の特定はアウトオブアジェンダか。

→BG で根本の原因の解決のアプローチをアウトオブアジェンダとしたのは、根本の原因の特定・解決について議論するのに時間を取られることを危惧したためです。根本の原因の特定も同様と考えてください。そのため、根本の原因の解決のためのアプローチに関して本会議内で議論するのはご遠慮頂ければと思います。DR に記載する場合は、今回の会議の論点との関係性を十分に示したうえでの記載をお願い致します。

- ③ アウトオブアジェンダとリサーチの観点について。「PPP 作成に関する諸注意」において、リサーチの観点として担当国のテロの定義が項目として挙がっていたが、BG においては定義はアウトオブアジェンダとされている。定義に関しての議論は BG の通り、一部範囲を除いてアウトオブアジェンダとなるのか。またもし仮に定義が議論の対象とならない場合、リサーチの要素として担当国におけるテロの定義を含められた意図を教えてください。

→関先生からの回答を共有いたします。

今会議では、テロの定義はアウトオブアジェンダです。しかし、だからと言って、それを考えなくてよい、ということではありません。自国が言う「テロ」がどのようなものであるのか、それは政策立案の前提にもなるところです。BG で述べられている「措置重視派 VS 原因追及派」の議論にあるとおり、何をテロと捉えるかはその国によっても異なります。定義がアウトオブアジェンダであるからこそ、その漠然とした土壌で議論を進めていくには、各国がテロの全容を自分たちの視点から把握していることが大切になります。また、それがあって始めて、定義を一致させる必要があるのか、定義が一致させていないことによるメリット、デメリットは何かということも分かるかと思います。

- ④ p.14 III 条約によるテロリズム対処の問題点①の「有効な締結国の確保」は、大国が締結していないので有効性がないということか。

→締結国が少ないため効力がないということです。

- ⑤ PG 1 4 の『条約によるテロリズム対処の問題点』の二番、『義務不履行を確保する規定の不存在』というの具体的などのようなことか。

→条約を遵守していない国が存在していても、その国を取り締まる明確な規定がないということです。

- ⑥ 今回は、民族自決はテロに当たるか、ということについての議論は定義にあたるためなしということでしょうか。

→はい。定義に関する議論はなしでお願い致します。

- ⑦ テロ被害にあった者の人権を守ることにつての議論はアウトオブアジェンダか。

Special Rapporteur on the Promotion and Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms While Countering Terrorism における議論や **Preventing Violent Extremism** に関する議論はほとんどが人権に関わるものとしてアウトオブアジェンダに入るか。

アウトオブアジェンダの一つ目の後半にテロリストの身柄拘束時の人権確保やテロ対策における表現の自由の侵害など、人権に関する議論もアウトオブアジェンダとするとあるが、これは人権全般に関する議論がアウトオブアジェンダということか。

→はい。今回の会議では人権に関わるものは全てアウトオブアジェンダとなりますので、議論の対象から除いていただけますようお願いいたします。DR においては、先述の質問にあった「根本の原因の解決」と同様に人権に関する文言を入れる場合は、論点との関連性を明記してください。

- ⑧ BG に国連における最近の動き、例えば UN Counter Terrorism Centre (UNCCT) などについて載っていなかったが、今回は BG に載っている国連の規範や個別的テロ防止条約に注目すべきか。

→BG に載っていることは最低限のことなので近年の国連の動きに関しては各自で調べて議論してください。

- ⑨ 第6委員会なので、テロ対策の細かい手順ではなくて、既存の法律の具体化や法律による規範作りに焦点を当てた議論をするという解釈で良いか。

→はい、その解釈で良いと思います。テロ対策の普遍的な規範作成に焦点を置いてください。

- ⑩ 今会議のテーマであるテロリズムに関して、詳細かつ具体的な定義をフロント及び今会議の運営チームで作成して参加者に展開し、今会議においてテロリズムに関する議論や文書作成はその定義に基づくことを義務化してはどうか（今会議で一貫して使用する「具体的なテロリズムの定義」は示されていない。この状況では、各国大使がそれぞれテロリズムの定義に関して異なる考えを持った状態での議論を許すことになってしまい、会議における議論や合意形成を阻害する可能性が十分あるため）。

→こちらも関先生からコメントを頂きました。

「テロの定義」については今会議で定めることは致しません。BGにある通り、テロの定義については国際社会が共通して有しているものではありません。それはテロの定義が難しいということもありますが、どう定義するのか、場合によっては定義すること自体が国益に関わることもあるからです。定義を定めたいという国もあれば、定義を定めることが不都合な国もあるでしょう。また、テロについては技術進歩や社会変化とともにそのあり方なども変わってきており、具体的な定義がテロそのものの変化に追いつけないということも言えるかもしれません。

では、定義が定まっていないと議論ができないのか。確かに定義が定まらないなかでその対策を話しても漠然とした部分が出てきて、解決策が具体性や実効性に欠けるものになってしまうことはいなめません。しかし、そうであっても概念的としてのテロの中核コンセプトは共有できますし、また具体的な定義が一致されなくても解決に向けた議論を進めていかなければいけないし、実際の国連会議もそのように進んでいることでしょう。ですので、テロの定義が解決に必要な不可欠ということであれば、それを提言に入れていただくことは構いませんが、その具体的な定義を議論することはアウトオブアジェンダに当たります。定義が共有されておらず漠然と感じる部分があっても、その漠然とした土壌の上で議論することが今回の会議設定だということです。また、会議前なので具体的には言えませんが、今回の会議では「あること」が会議冒頭の議論テーマに上がると思います。それも含めて、今会議でどう扱い、どう話すのかは皆さんの議論や交渉にかかっています。

なお、テロ以外にも多くの議題が定義を巡って議論されています。難民、児童兵など、一致した定義がなかったりすることもあります。これに関連して、児童兵の会議の際に、私が生徒に話したことを1つ共有します。児童兵が何歳以下を言うのか、どのような形態の戦争労働に当たるかという定義は解決策をどこまで施行するのかという技術的議論としては必要だが、それが何歳までであろうが「児童が兵役についている」ことの問題点や根本的かつ包括的なアプローチは変わりません。その点から、定義をあくまでも技術的な各論として捉えて、もっと本質的な課題解決の論点に取り組み、定義が何であってもしなければいけないアプローチを考えさせました。その上で、もし定義が必要不可欠になる政策があれば、それに基づいて各論を詰めたり、その課題を掘り下げることになります。なので、定義が決まらなければ何も決まらな

いという「定義＝議論のスタート地点」と捉えることも1つですが、「定義＝技術的各論」としてとらえることも、このような会議では有効です。

内容が近い質問は一つにまとめさせていただきました。ご指摘・ご質問頂いた大使の皆様、ありがとうございました。